

主催：(一社) 埼玉労働基準協会連合会
(登録事業者) 登録番号 T6030005000549

共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
(受付・収納代行事業者)

(熊谷会場)「安全衛生推進者」養成講習 開催の案内

労働安全衛生法では、次の業種及び規模の事業場について、一定の資格をもった「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に係る一定の業務を担当させることが義務づけられています。

当連合会はこの資格養成講習機関として埼玉労働局長から指定を受け、熊谷地区労働基準協会の協力のもとに標記講習を下記より実施いたしますので、ご案内申し上げます。

※ 安全衛生推進者の選任を要する業種及び規模

次の業種であって、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。

※ 安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく業種である社会福祉施設、飲食店、各種商品小売業・家具等小売業・燃料小売業以外の小売業の安全推進者にもお勧めです。

記

- 1 日 時 12月7日(木) 9時30分～16時(受付開始9時10分)
12月8日(金) 9時30分～16時10分
- 2 講習会場 熊谷市立勤労会館大ホール 熊谷市石原1410番地1
TEL: 048-524-5007(秩父鉄道石原駅下車 徒歩約10分)
- 3 申込先 共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストーンビル1階
Tel. 048-525-1746 Fax. 048-525-6506
- 4 講習人員 100名 募集締切り 11月29日(水) (最少催行人員20名) (定員超過時はキャンセル待ち)
- 5 講習内容 ①安全管理 ②作業環境と作業の管理 ③関係法令 ④危険性又は有害性等の調査等
⑤健康の保持増進 ⑥安全衛生教育
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 14,630円【内訳：受講料13,200円(消費税10%含)、テキスト代1,430円(消費税10%含)】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛にFAXをお送り下さい。
FAX後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
申込受付完了後、申込書原本を2週間以内に熊谷地区労働基準協会宛に発送して下さい。
※「受講票」は申込原本到着後に担当者宛にFAXで送ります。当日受付に提示して下さい。
FAXが無い場合は返信用封筒(長3定形サイズ)に宛先記入84円切手貼付を同封して下さい。
※申込書原本発送後、10日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛(振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入は10月27日～11月29日(水)です。期限内に納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1) テキストは講習当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止。(4) 講習中はマスク着用をお願いします。
(5) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。
(6) 駐車場完備92台と隣接の赤城神社共用駐車場200台も常時利用可(徒歩3分)

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーして使用下さい。